

No.72

ふれあい

編集兼発行
公益社団法人
木更津市シルバー人材センター
木更津市潮見2-9
(市民総合福祉会館2階)
TEL 25-2433
FAX 20-1731

☆働く喜び、社会参加の輪を拓げよう☆

会員数(11月末現在)
男性271名・女性107名 計378名



謹んで初春の

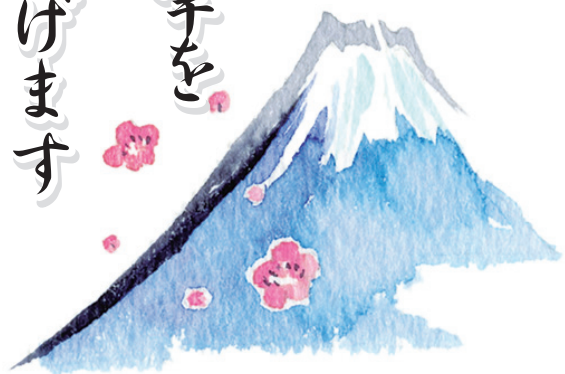
お慶びを

申し上げます

会員皆様の

ご健康とご多幸を

お祈り申し上げます



新年のご挨拶

会長 野田 芳久



新年あけましておめでとう
ございます。

会員の皆様には、お健やかに新しい年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。旧年中は当センターに対しまして、格別なるご理解とご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、昨年九月、十月の相次ぐ台風等の災害により被害を受けられた会員の皆様には、あらためてお見舞いを申し上げます。近年は、かつて経験したことのない急速な少子

高齢化の進展に伴い、生産労働層人口の減少が続く中、シルバー人材センターの果たす役割がますます重要になってきております。

一方、国においては、さまざまな政策を打ち出し、「一億総活躍社会」の実現に努めるとともに、働き方改革が進められておりますが、地方に回復の兆しがあまり感じられない現状にあります。

また、外国人労働者の受け入れ拡大への転換や七十歳雇用延長に向けた検討がなされており、シルバー人材センターを取り巻く環境も大きく変化しようとしております。

そうした中で、今年も事業の拡大・拡充を目指して「会員の拡大」・「安全就業の推進」に加えて「派遣事業への移行」を進めてまいります。

今後とも、会員の皆様とともに「自主・自立、共働・共助」の理念のもと「生涯現役社会」実現の一助となるよう、事業

展開を図ってまいりる所存ですので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新しい年が会員の皆様とセンターにとりまして、穏やかで希望に満ちた明るい年になりますよう心からご祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

理事会報告

令和元年九月二十五日(水)令和元年度第三回理事会が開催され、全議案が承認・可決されました。

一 報告事項

- (1) 会長、副会長及び常務理事の職務の執行状況について
- (2) 令和元年度事業の中間報告について

二 議決事項

- ・ 第一号議案
事務費の見直しについて
- ・ 第二号議案
会員親睦旅行について
- ・ 第三号議案
普及啓発事業について
- ・ 第四号議案
新入会員の承認について

シルバー事業普及月間 PR活動を実施

毎年十月はシルバー人材センターの事業普及月間であり、全国一斉に普及啓発活動を実施しているところでは、

当センターにおいては、十月十五日(火)にアピタ木更津店と、イオンタウン木更津朝日のご協力のもと二ヶ所で開催しました。

シルバー事業のPR用のリーフレット、ポケットティッシュ、マグネットシートを配布、説明するなど役員・職員総員十六名で午前十時から一時間半にわたり、普及啓発活動を行いました。

イオンタウン木更津朝日



アピタ木更津店



シルバー人材センターの運営理念と社会における役割

シルバー人材センターの理念は、「自立・自働・共働・共助」という言葉で端的に言い表されていますが、わが国の急速な人口高齢化の中で発想された新しい就業システムです。

それは、高齢のため現役をリタイアした方々が、主に雇用関係でない何らかの就業を通じて、自己の労働能力を活用し、それによって追加的な収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的就業の提供を組織的に把握し、提供する高齢者の自主的な団体です。

したがって、この事業は次のような理念のもとに運営されています。

まず第一に、地域の高齢者が、自主的にその生活している地域を単位に連帯して、共に働き、共に助け合っていくことを目指しています。

第二には、高齢者の就業を促進することにより、高齢者自身の活動的な生活能力を生み出すとともに、その家族や地域社会に活力を生み出し、ひいては地域社会活性化につなげていきます。

第三には、働く意欲と能力をもった高齢者であれば誰にでも参加の道を開き、自主的な組織参加と労働能力の発揮により、豊かで積極的な老後生活の維持と社会参加による生きがいの充実を図ろうとするものです。

≪ 転倒・骨折を防止しましょう!! ≫

加齢とともに、筋力の低下や視力の衰えなどさまざまな要因が重なり、バランスを保ちにくくなっており、ちょっとした転倒で骨折しやすくなります。

◆ 転倒は、家庭内でも起こります。

- ① 転倒した場所は「庭」が最も高く、次いで「居間・茶の間・リビング」となっており、歩幅が小さい高齢者にとって、普通なら段差と認識しない程度の段差でもつまずくことがあります。
- ② 性別でみると、男性（6.8%）よりも女性（11.8%）の方が転倒する割合が高く、転倒した場合の骨折割合は、男性（4.5%）、女性（10.9%）、男女計15.4%となっています。
出典：内閣府 高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査結果から抜粋

◆ 転倒および骨粗しょう症の予防

- ① 1日 600～800 mg（目標量）のカルシウムを取りましょう。
骨を作るカルシウムは、乳製品・小魚・海藻などに多く含まれ、骨を丈夫にします。
- ② 天気の良い日は積極的に外出し、日光浴をしましょう。
カルシウムの吸収を促進させるのがビタミンDです。
ビタミンDは、食事を取る以外に日光を浴びることによって体内で作り出されます。
- ③ 普段の生活の中に運動を取り入れましょう。
筋力を鍛えることも転倒や骨折の予防になり、特に重要なのが足に体重をかける運動でウォーキングや階段の上り下りなど、無理のない範囲で日常生活に取り入れましょう。

◆ 牛乳コップ1杯（200g）：カルシウム量 220 mg

◆ ヨーグルト1パック（100g）：カルシウム量 120 mg

◆ 木綿豆腐 1/2丁（150g）：カルシウム量 180 mg

◆ 納豆1パック（50g）：カルシウム量 45 mg

出典：東京大学大学院医学系研究科加齢医学准教授 小川純人氏 監修パンフから抜粋

みんなで守ろう10ヶ条 (安全就業の心得)

- ① 日頃から健康管理に努め、常に健康な状態で就業しましょう。
- ② 仕事の前日は十分に睡眠を取りましょう。
- ③ 服装・履物・保護具はそれぞれの作業に適したものを着用しましょう。
- ④ 仕事を始める前には準備運動をしましょう。
- ⑤ 保護具や器具類は使用する前に必ず点検しましょう。
- ⑥ 加齢による身体の機能低下を十分に認識し、無理をしないようにしましょう。
- ⑦ 仕事をするときには急いだり、あわてたりせず、安全第一を心がけましょう。
- ⑧ 就業の場は常に整理整頓を心がけましょう。
- ⑨ 共同で仕事をするときには合図・連絡を正確に行いましょう。
- ⑩ 行き帰りも仕事のうち、交通事故に遭わないようにしましょう。

安全就業全国統一スローガン
『事故防止 急ぐな あせるな 気をぬくな』

作業の前に
準備体操



健康管理



帰宅するまで
仕事のうち



よろしくおねがいします。

入会者

加藤 弘(鎌足) 将木 恵子(清川北) 高橋 和子(岩根東) 三浦 芳枝(鎌足) 粟田 俊子(金田) 有ヶ谷 那恵(波岡南) — 令和元年十月 — 村上 富士夫(真舟) 木下 勝秀(真舟) 山口 明雄(中央) 松村 なを子(真舟) — 令和元年九月 — 高橋 勝義(波岡) 北澤 ルリ子(波岡南) — 令和元年八月 — 吉井 善幸(波岡南) 堀田 正(金田) 伊藤 春幸(波岡北) 稲葉 一重(清川南) 菅井 ふじ子(真舟) 江原 和子(鎌足) 松沢 廣子(岩根西) 甲田 まち子(清川南) 石川 美和子(真舟) — 令和元年七月 —

退会者

長い間のご苦勞様でした。

矢角 みゆき(中央) — 令和元年七月 — 香月 省三(清川西) 桐石 婦美代(真舟) — 令和元年九月 — 近藤 とみ江(岩根西) — 令和元年十月 — 江尻 君江(真舟) 山口 信夫(真舟) — 令和元年十一月 — 三浦 芳枝(鎌足) 境澤 律子(岩根東) 貞廣 信子(波岡北) 河野 絹代(真舟) 三幣 邦子(清川南) — 令和元年十一月 —

市丸 順子(富来田) — 令和元年十一月 — 地曳 義一(清川南) 斉藤 芳隆(岩根西) 山口 利満(波岡北) 林 修(中央) — 令和元年十一月 —

【入会者 計二十六名】

【退会者 計十一名】

会員親睦旅行のご案内

行先 西伊豆・堂ヶ島温泉

- ・アサヒビール神奈川工場
- ・明徳寺
- ・龍がんとく附つき天正てんしょう金かね鉢ぼち
- ・めんたいパーク伊豆
- ・ジャンボひものセンター他

期日 令和二年二月二十日(木)～二十一日(金)

交通機関 観光バス

宿泊 堂ヶ島温泉ホテル

TEL 〇五五八一五二一〇二七五

会費 二四、九四八円

会員の親睦行事として、二泊二日で会員親睦旅行を実施いたします。男性・女性に関わらず、皆さんの参加をお待ちしております。

申込方法

同封のハガキで参加、不参加等所要事項を記載のうえ、必ずご回答下さるようお願いいたします。

納入先

千葉信用金庫 木更津支店
公益社団法人木更津市シルバー人材センター 会員旅行会

口座番号 普通 61228588

納入期限 令和二年二月五日(水)

参加のご回答いただきました会員各位には後日、集合時刻、場所、その他連絡事項等について別途、ご通知いたします。

事務局から

○配分金について

暮れから正月にかけて、各就業先、企業等は長期休暇のため、日報の回収及び集計が遅れますので十二月分の配分金振込日は
令和二年一月二十二日の予定です。

また、令和元年中にお支払した配分金の支払

証明書は、令和二年一月中旬から事務局より発送する予定です。この配分金支払証明書は、税務署に確定申告するとき必要となります。

ご自分の所得額を確認のうえ、配分金と合わせた所得に所得税が課税される方など、確定申告が必要な方は所轄の税務署に確定申告をしてください。(所得税の取り扱いについては、最終ページを参照下さい)

所得税の申告につきまして不明な点は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

●就業先への会員からの連絡について

就業の依頼を事務局から受けた会員は、早急に依頼先に連絡をして、就業予定日などの打ち合わせを、実施するようお願いいたします。

○作業日報の提出について

作業日報については、就業終了後速やかに提出して下さい。

一ヶ月遅れの支払いとならないように事務局への提出をお願いいたします。

年会費の納入について

会員の年会費については、毎年11月末日までに納入することとなっております。就労して配分金のある方は、配分金と相殺させていただきますが、それ以外の方で年会費が未納の方は、直接事務局に持参いただくか、又は下記に振込みいただくようお願いいたします。

千葉信用金庫木更津支店

普通預金 口座番号 2824137

公益社団法人 木更津市シルバー人材センター

令和元年度年会費 2,000円

○編集後記

だんだんと肌寒さを感じる季節となっております。第四十五週(十一月四日～十日)でインフルエンザの流行シーズンに入り、例年より早い時期での流行シーズン入りとなりました。

インフルエンザはいったん流行すると短期間に多くの人が感染します。インフルエンザが疑われる症状が出たら、すぐに医師の診察を受けるなど早めに適切な措置をとることが重要です。ワクチンの予防接種や外出後のうがい、流水・石鹸による手洗いなど、インフルエンザにかからぬよう対策に取り組みしましょう。

シルバー人材センター団体傷害保険

保険の仕組み

この傷害保険（以下「シルバー保険」という。）は、センターの会員がセンターの提供した仕事に従事している間に傷害を被った場合、一定の補償を行うことをねらいとするものであって、センターの仕組みや会員の就業の実情を考慮してつくられたものです。

ただし、医療に関する給付（病院に支払う診療費、入院費、薬剤費等）はありません。

ケガをした場合

- ① 医師の治療をうけてください。この場合、各自の健康保険証を使っていただくことになります。
- ② ケガの状態、ケガをしたときの様子などをセンターへ報告してください。自ら報告できないときは、そばにいる人に依頼し、必ず一報してください。

保険事故

シルバー保険から保険金が支払われるのは、被保険者である会員が次の①から⑤に掲げる急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合です。

- ① 会員がセンターから提供された仕事に従事している間（ただし、会員が自宅で仕事に従事している場合には、事故についての第三者の証明を得ることができないため、適用除外されます。）
- ② センターが会員の知識・技能の向上を目的として実施する技能講習会に出席している間
- ③ センターの通常又は臨時総会に出席している間（会員理事以外の理事は対象になりません。）
- ④ センターの設定した各種行事に参加している間
- ⑤ ①から④までの場所と会員の住居との間の通常の経路を往復している間

このように、シルバー保険では、労災保険と同様に就業上の事故だけでなく、いわゆる途上の事故についても保険給付が行われることになっています。

支払われる保険金の種類等

シルバー保険で支払われる保険金の種類及び給付対象は、大部分の保険会社では以下のようになっています。

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
1 死亡保険金	900万円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合。
2 後遺障害保険金	死亡保険金の3%~100%	事故日より180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合。
3 入院保険金 (1日当たり)	3,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合。ただし、180日を限度とします。
3-(1) 手術保険金	3,000円 ×所定倍率	入院保険金が支払われる場合で、所定の73種類の手術を受けた場合（所定倍率は、10倍、20倍又は40倍）。ただし、180日以内の手術1回に限りです。
4 通院保険金 (1日当たり)	2,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合。ただし、90日を限度とします。

保険料率

シルバー保険では、会員が従事する仕事の種類や平均的な就業の日数等を十分に考慮して、保険事故に対する危険性に見合った保険料率が設定されています。

保険金の種類	保険料	積算の基礎
死亡・後遺障害	$9,000,000円 \div 1,000 \times 0.17 = 1,530円$	1,000円につき0.17円
入院	$3,000円 \times 0.14 = 420円$	日額1円につき0.14円
通院	$2,000円 \times 0.12 = 240円$	日額1円につき0.12円
計	2,190円	

一般的に保険料率は上表のとおりですが、被保険者1人当たりの年間保険料は、支払われる保険金額をどのように設定するかによって変わります。すなわち、保険金額を高くすればそれに比例して保険料も上がり、逆に保険金額を低くすれば保険料も安くなります。

シルバー人材センター総合賠償責任保険

センターの会員が、各種の仕事を行って、他人の身体、財物への賠償事故を担保する保険で、例えば、①塗装中誤ってペンキを歩行者にかけてしまった、②子供の世話をしている間に過失によってケガをさせた、③自転車整理中、転倒させて壊してしまった、④清掃中誤って物を壊した、⑤庭木剪定中、切り落とした枝が歩行人に当たってケガを負わせたときなどに保険金が支払われることになっています。

配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金収入等に対する所得税の取り扱いは、以下のとおりです。
(平成28年6月30日現在)

1. 配分金収入は、所得税法上『雑所得』に区分されます。雑所得の金額は原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した額です。
従って、配分金収入に係る必要経費の額は、65万円以上ある場合、配分金収入から必要経費の全額を控除とします。
2. しかし、必要経費の額が65万円未満の場合は、『租税特別措置法』第27条の適用により、65万円を上限として控除します。(ただし、収入金額を限度とします)。
3. 給与収入のある会員は、最低65万円(ただし、収入金額を限度とします)の給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入に係る控除額は、65万円から給与収入を控除した残額が限度です。
4. 公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除を行えます。

【必要経費の額が65万円未満の場合の例示】

《設例》あるセンターの会員(66歳)の年間収入は次のようなものでした。

- ① 配分金収入 52万円(うち交通費などの必要経費10万円)
- ② 給与収入 18万円(無料職業紹介事業による短期就職期間の賃金)
- ③ 公的年金収入 150万円

(1) (配分金収入及び給与収入に係る所得の控除)

(最低保障額) (給与所得控除額) [雑所得(配分金所得)分の最低保障額]
650,000円 - 180,000円 = 470,000円

(最低保障額の残額) (配分金収入) [雑所得(配分金所得)分の特例経費]
470,000円 < 520,000円 → 470,000円 → 最低保障額の残額で頭打ち

従って、この場合 520,000円 - 470,000円 = 50,000円 が控除後の所得となります。 → (A)

(2) (公的年金収入に係る雑所得の控除)

1,500,000円 × 100% - 1,200,000円 = 300,000円

割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」(税務署にあります)から算出してください。

従って、この場合 300,000円が控除後の所得となります。 → (B)

(3) (基礎控除)

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得控除後の所得合計額

(A) + (B) = 350,000円

(基礎控除)

350,000円 - 380,000円 = (マイナスとなるので0円)

従って、この会員の場合、課税所得はないので、確定申告は必要ありません。

なお、配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、最寄りの税務署にお尋ねください。